



平成28年7月11日  
都 市 局  
まちづくり推進課

## 信金中央金庫及び一般財団法人民間都市開発推進機構との パートナー協定締結について

国土交通省は、地域の金融を支える信用金庫の中央機関である信金中央金庫及び民間都市開発事業への金融支援を進めてきた一般財団法人民間都市開発推進機構（以下「民都機構」という。）との間で、リノベーション事業や公的不動産活用事業などのまちづくり事業の推進に向けて、パートナー協定を締結しました。

地方創生に資するまちづくりを進めていく上で、まちづくり会社等が行うリノベーション事業や公的不動産活用型事業などのまちづくり事業は、国土交通省としても積極的に支援を進めているところです。

このため、国土交通省は、こうした事業に明るく地域の金融を支える信用金庫の中央機関である信金中央金庫及び民間都市開発事業への金融支援を進めてきた一般財団法人民間都市開発推進機構（以下「民都機構」という。）の3者で、まちづくり事業の支援を実施していくためのパートナー協定を締結しました。

本協定の主な内容については以下のとおりです。

- (1) 国土交通省及び民都機構は、信金中央金庫を通じて、信用金庫又はその顧客に対してまちづくり支援制度等について情報提供します。
- (2) 信金中央金庫は、国土交通省及び民都機構に対して、まちづくり支援制度等の活用が見込まれる案件について情報提供します。
- (3) 民都機構は、信用金庫又はその顧客からの要請に応じて、まちづくり事業の事業者に対して専門家の派遣、事業計画についての相談等を行います。  
また、国土交通省は、まちづくり事業に関して、関係機関等に対して協力要請等を行います。
- (4) 3者が定期的な意見交換を行うとともに、まちづくり事業の推進に関し連携した支援のあり方等について検討を行います。

本協定の締結を通じて、まちづくり会社等によるまちの賑わい創出や地域の課題解決に資するまちづくりが積極的に進められるとともに、こうしたまちづくり事業を通じて信用金庫が有する地域のお金が地域で循環することにより、地域経済の活性化が図られることを期待しています。

※ パートナー協定の活用イメージについては別紙参照。

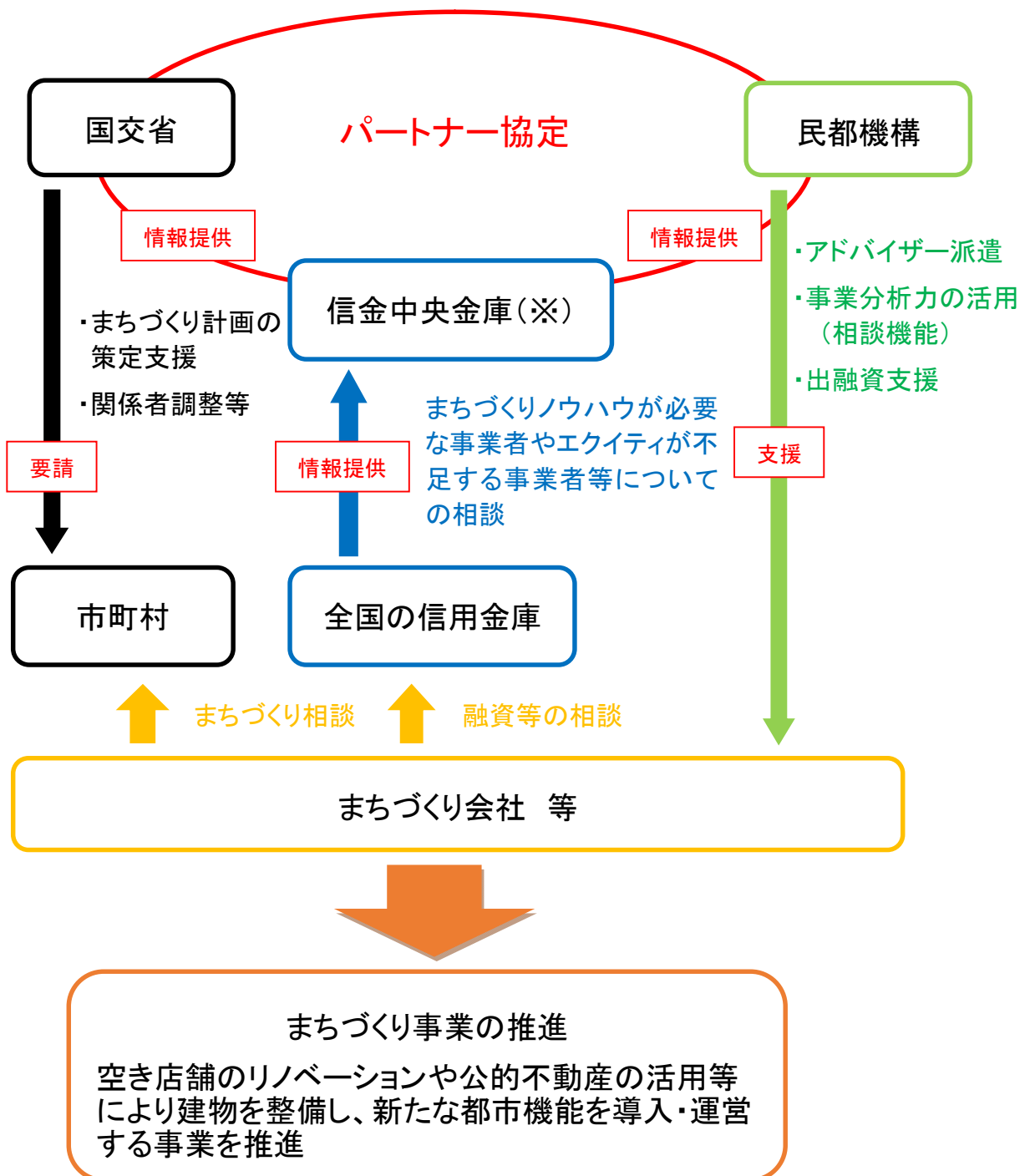
### 【お問い合わせ先】

都市局まちづくり推進課 たかくわ 高菜、和田

電話：03-5253-8111（内線：32-542、32-533） 直通：03-5253-8127

### パートナー協定の活用イメージ

- 地域のまちづくりに関する定期的な意見交換の実施
- まちづくり事業に対する信用金庫と連携した支援のあり方等についての検討
- 地域の課題解決に資するまちづくり事業の促進 等



※信金中央金庫: 信用金庫の中央機関として、信用金庫の様々な業務の補完を行っています。